

○条例改正の新旧対照表

桐生市議会基本条例の一部を改正する条例

旧	新
<p>目次</p> <p>第2章 議会の活動原則(第3条—第6条)</p> <p>本則</p> <p>第2章 議会の活動原則 (新設)</p>	<p>目次</p> <p>第2章 議会の活動原則(第3条—第6条の2)</p> <p>本則</p> <p>第2章 議会の活動原則 (災害対応)</p> <p><u>第6条の2 議会は、災害時において、市民の生命、財産及び生活を守り、議会機能を維持するとともに、市長等を支援するため、次のとおり対応します。</u></p> <p><u>(1) 議会は、必要に応じて、災害時対応をする組織を設置します。</u></p> <p><u>(2) 議会は、議会及び議員の対応及び行動基準を定めます。</u></p>